

米軍普天間飛行場から基地外への泡消火剤流出・飛散事故に関する意見書

去る4月10日午後4時45分ごろ、普天間飛行場の格納庫で消火システムが作動し、有機フッ素化合物のPFOSを含む泡消火剤が総量で約22万7100リットルも漏出し、水路を通過して基地外に約14万3830リットルも流出・飛散する事故が発生した。

流出した泡消火剤は風にあおられ、住宅地や隣接する保育園にも飛散し、付近の園児約130人が保育室に緊急避難をするなど、県民に大きな不安と混乱を生じさせた。

泡消火剤に含まれるPFOSは、発がん性などの健康リスクが指摘され、国内では使用・製造が禁止されるなど、世界的にも使用制限や廃絶の動きにある。

米軍においては、2016年以降はPFOSを含まない製品に転換を進め、PFOSを使用していないと説明していたにもかかわらず、昨年12月にも普天間飛行場では、同様の事故が発生し、2007年以降県内で判明しているだけで7件も発生している。そして、県内では、米軍嘉手納基地や普天間基地の周辺河川や湧き水からPFOSなどの有機フッ素化合物が高濃度で検出されている。

今回の事故で、地元宜野湾市は沖縄防衛局を通じ、事故を起こした米軍に泡消火剤の回収を求めたが、何ら効果的な対応が行われなかったことは言語道断であり、断じて許されるものではない。この米軍の当事者意識の欠如や事故に対する認識の低さ、対応に県民の怒りと憤り、不信感は頂点に達している。

本市議会は、これまで米軍基地に起因する事件・事故が発生するたびに、米軍及び関係機関に対し原因究明や再発防止及び安全管理体制の徹底を強く要請してきたにもかかわらず、このような事故を繰り返す現状は、米軍の安全管理上の構造的な不備を指摘せざるを得ない。

米軍及び日米両政府は、これらの状況を危機感をもって受けとめ、重大事故につながる前に実効ある抜本的な再発防止策を早急に講ずる責任がある。

よって、本市議会は、市民と県民の生命と安全な飲料水を守る立場から、基地外への泡消火剤流出・飛散事故に対し厳重抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く要求する。

記

- 1 発がん性物質を含む有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を行わないこと。
- 2 流出・飛散の事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにするとともに、米軍と日本政府の責任を明確にし、抜本的な再発防止策を講じること。
- 3 泡消火剤が流出・飛散した河川や土壌、家屋等の汚染範囲を特定し、除去作業を速やかに行うとともに、地域住民や除去作業を行った宜野湾市消防士等の健康調査を実施すること。
- 4 国、県、市などが米軍基地内への立入調査を迅速に実施できるよう、日米地位協定を抜本改定し、国内法を適用させること。
- 5 普天間飛行場の運用を停止し、閉鎖・撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年(2020年)4月22日

那覇市議会

意見書あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣